

災害に備えよう

～避難行動を考える～

近年の災害では、高齢者や障がい者の犠牲が多くなっていることを知っていますか？

令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の人の割合…約79%
 万が一のとき、被害を最小限にするために、日頃からの準備が重要になります。

本市では、災害時に自力での避難が困難な人・支援を必要とする人（要支援者）の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。避難支援を行う団体等へ適切に提供することによって、災害時に情報が活用されるような地域づくりを進めており、災害時のみならず、日頃からこの名簿を活用し、要支援者への声かけや見守りを行っています。

避難行動要支援者登録の仕組み



対象となる人

- ① 65歳以上の一人暮らしの人
- ② 75歳以上の人のみの世帯
- ③ 身体障害者手帳1級および2級の人（腎臓機能障害者は3級および4級を含む）
- ④ 療育手帳A判定の人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑥ 介護認定において要介護3以上で居宅で生活されている人
- ⑦ 上記①～⑥以外の人で、避難支援が必要であり、登録を希望する人

避難行動要支援者登録者数 1,933人(対象者 4,009人) ※2022年6月時点

問 福祉課 ☎56-0614

2023年度以降は、避難行動要支援者名簿とあわせて、要支援者ごとに避難支援等を行うための計画（個別避難計画）をつくっていきます。

気になるQ&A

- Q** 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の違いは？
- A** 名簿には、氏名、住所等の基本情報と避難支援を必要とする理由を記載します。計画は、それに加えて、介護度や障がいの状況、避難先、避難支援者、避難経路に関すること等を記載します。
- Q** 名簿は誰に提供されるのですか？
- A** 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、まちづくり協議会等、避難支援等を行う関係団体に提供します。情報提供は、要支援者の同意を得て行います。
- Q** 個人情報は守られますか？
- A** 名簿を取り扱う避難支援等を行う関係者には、守秘義務が課されています（災害対策基本法49条の13条）。

名簿登録や計画以外の避難行動も考えてみよう

日々のつながりが災害時の助けに



災害時には、避難支援者自身も被災する場合があります。名簿に登録したからと言って、必ず支援が受けられるとは限りません。まずは、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、自分の備え、避難時の行動を確認するとともに、日頃から近所の人との積極的なコミュニケーションを心がけましょう。

2023年1月頃を目処に、対象者（①～⑥の人）に避難行動要支援者名簿への登録と個別避難計画の作成についてご案内をお送りします。